

資料編

1 改革プランの策定体制

(1) 石巻市病院運営審議会

学識経験者等により組織する「石巻市病院運営審議会」において、「石巻市公立病院・診療所が地域医療の確保のために果たすべき役割及び持続可能な経営のあり方について」の諮問に応じて審議し、平成20年12月10日市長に答申をいただきました。

(2) 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議及びワーキングチームの設置

庁内に改革プランを策定するため、「石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議」を設置し、その下に事前に調査及び検討するため「ワーキングチーム」を置き、全庁が一体となって検討しました。

2 策定経過

(1) 石巻市病院運営審議会

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成20年6月2日	第1回石巻市病院運営審議会	1 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」の諮問について 2 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定スケジュールについて 3 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議設置要綱について 4 公立病院改革ガイドラインについて 5 石巻市の病院及び診療所の概要について
平成20年10月24日	第2回石巻市病院運営審議会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）について 2 石巻市長からの諮問に対する答申の内容について
平成20年11月27日	第3回石巻市病院運営審議会	1 石巻市長からの諮問に対する答申書について

(2) 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成20年4月11日	第1回策定検討会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立病院改革ガイドラインについて 2 宮城県地域医療計画について 3 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定について 4 石巻市の病院及び診療所の概要について 5 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定スケジュールについて
平成20年5月28日	第2回策定検討会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定の基本方針（案）について 2 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定スケジュールについて 3 石巻医療圏の現状と課題について 4 病院及び診療所の現状と課題について 5 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」の諮問について
平成20年8月26日	第3回策定検討会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院及び診療所の現状と課題について 2 病院及び診療所の果たすべき役割について 3 再編・ネットワーク化について 4 経営形態等の見直しについて 5 一般会計負担の考え方について 6 経営の効率化について 7 実施状況の点検・評価・公表について
平成21年1月7日	第4回策定検討会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 石巻市病院運営審議会からの答申について 2 パブリックコメントに対する本市の考え方について 3 改革プラン（中間案）からの変更事項について 4 石巻市公立病院・診療所改革プラン（案）について

(3) 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議ワーキングチーム会議

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成20年4月11日	第1回ワーキングチーム会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立病院改革ガイドラインについて 2 宮城県地域医療計画について 3 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定について 4 石巻市の病院及び診療所の概要について 5 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定スケジュールについて
平成20年4月24日	第2回ワーキングチーム会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定の基本方針（案）について 2 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」策定スケジュールについて

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成20年5月22日	第3回ワーキングチーム会議	1 石巻医療圏の現状と課題について 2 病院及び診療所の現状と課題について 3 「石巻市公立病院・診療所改革プラン」の諮問について
平成20年6月25日	第4回ワーキングチーム会議	1 病院及び診療所の現状と課題について 2 病院及び診療所の果たすべき役割について 3 再編・ネットワーク化について 4 経営形態等の見直しについて
平成20年7月29日	第5回ワーキングチーム会議	1 病院及び診療所の果たすべき役割について 2 再編・ネットワーク化について 3 経営形態等の見直しについて 4 一般会計負担の考え方について 5 経営の効率化について
平成20年8月19日	第6回ワーキングチーム会議	1 一般会計負担の考え方について 2 経営の効率化について 3 経営形態等の見直しに関する今後のスケジュールについて 4 実施状況の点検・評価・公表について
平成20年12月24日	第7回ワーキングチーム会議	1 石巻市病院運営審議会からの答申について 2 パブリックコメントに対する本市の考え方について 3 改革プラン（中間案）からの変更事項について 4 石巻市公立病院・診療所改革プラン（案）について

(4) その他

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成20年2月14日	庁議幹事会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定について
平成20年2月18日	庁議	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定について
平成20年10月2日	庁議幹事会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）について
平成20年10月8日	庁議	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）について
平成20年11月7日	石巻市議会 全員協議会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）について
平成20年11月10日	石巻市議会 市立病院健全経営検討特別委員会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（中間案）について
平成21年1月22日	庁議幹事会	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（案）について
平成21年1月26日	庁議	1 石巻市公立病院・診療所改革プラン（案）について

3 市民等の意見反映

地域医療を確保し、本市の公立病院・診療所が持続可能な運営を図るためには、市民の理解が不可欠です。

本市では、市民の意見を改革プランに反映させるため、「中間案」を市ホームページに掲載するなど、平成20年10月27日から平成20年11月25日までの間、パブリックコメントを募集し、39件の意見が寄せられました。提案された意見は、改革プラン策定の参考としました。

4 石巻市病院運営審議会条例

(平成17年石巻市条例第281号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、石巻市病院事業の健全な運営に係る基本的事項について審議するため、石巻市病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

5 石巻市病院運営審議会委員名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	(社) 石巻市医師会会長	舛 眞 一	会 長
2	(社) 桃生郡医師会会長	赤 坂 正	副 会 長
3	(社) 石巻歯科医師会副会長	鈴 木 徹	
4	石巻薬剤師会会長	佐 藤 桂 子	
5	石巻市議会前地域医療対策特別委員会委員長	堀 川 禎 則	
6	石巻市議会前地域医療対策特別委員会副委員長	櫻 田 誠 子	
7	石巻専修大学経営学部教授	茂 木 克 昭	
8	宮城県東部保健福祉事務所保健医療監兼石巻保健所長	大久保 久美子	H20.2.23～ H21.10.29
9	(社) 石巻市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	村 上 和 郎	
10	石巻市地域婦人団体連絡協議会副会長	今 泉 千 枝 子	
11	石巻商工会議所女性会副会長	阿 部 美 枝	
12	石巻を考える女性の会副会長	秋 月 幸 子	
13	雄勝総合支所管内市民代表	佐 藤 道 正	
14	牡鹿総合支所管内市民代表	武 藤 勝 雄	
15	四総合支所管内市民代表	木 村 美 枝 子	

(順不同及び敬称略)

※ 備考欄に委嘱期間が記載されている委員以外の委員の委嘱期間は、平成19年10月30日から平成21年10月29日です。

6 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議設置要綱

(平成20年石巻市訓令第11号)

(設置)

第1条 石巻市公立病院・診療所改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定するため、石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、改革プランの策定に関する事務を行う。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は病院局長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討会議を代表し、検討会議の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、審議事項について急を要するため検討会議の会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議を行うことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 検討会議に、改革プラン策定に関する事務を事前に調査及び検討するため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、座長、副座長及びチーム員をもって組織する。

3 座長は病院局事務部長をもって充て、副座長はチーム員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

4 チーム員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 ワーキングチームの会議は、座長が必要に応じて招集し、座長がその議長となる。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 座長は、必要があると認めるときは、ワーキングチームの会議にチーム員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、保健福祉部健康推進課及び病院局事務部病院管理課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年3月3日から施行する。
(失効)
- 2 この訓令は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、保健福祉部長及び病院局事務部長
--

別表第2 (第6条関係)

総務部次長、同部行政改革課長、同部財政課長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、保健福祉部次長、同部健康推進課長、夜間急患センター事務長、病院局事務部次長、同局石巻市立雄勝病院事務部門事務長及び同局石巻市立牡鹿病院事務部門事務長
--

7 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議委員名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	副市長	三 浦 修 三	委 員 長
2	病院局長	伊 勢 秀 雄	副委員長
3	総務部長	今 野 拓 司	
4	河北総合支所長	安 部 健 彦	
5	雄勝総合支所長	高 橋 重 光	
6	北上総合支所長	阿 部 喜 治	
7	牡鹿総合支所長	阿 部 勉	
8	保健福祉部長	佐 藤 章	
9	病院局事務部長	亀 山 伸 一	

8 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議ワーキングチーム員名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	病院局事務部長	亀 山 伸 一	座 長
2	保健福祉部次長	菅 原 秀 幸	副 座 長
3	総務部次長	高 橋 憲 悦	
4	総務部行政改革課長	阿 部 敏 一	
5	総務部財政課長	柳 田 正 人	
6	河北総合支所次長	堀 井 栄	
7	雄勝総合支所次長	今 野 秀 夫	
8	北上総合支所次長	半 澤 秀 一	
9	牡鹿総合支所次長	成 澤 正 博	
10	保健福祉部健康推進課長	西大條 統 生	
11	夜間急患センター事務長	及 川 良 市	
12	病院局事務部次長	松 川 正	
13	病院局雄勝病院事務長	佐 藤 文 明	
14	病院局牡鹿病院事務長	安 藤 秀 徳	

9 石巻市公立病院・診療所改革プラン策定検討会議事務局名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	保健福祉部健康推進課 課長補佐	佐々木 豊 明	
2	病院局事務部病院管理課 課長補佐	庄 司 勝 彦	

10 用語解説

※1 周産期死亡

妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の死亡をいいます。

※2 受療率（人口10万対）

患者数を人口で除して人口10万人当たりの患者数として算出したものです。

※3 緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピチャルな（霊的な・魂の）問題に関してきちんとした評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチです。

※4 セカンドオピニオン

診断や治療法について、主治医以外の医師に相談して意見や助言を求めることです。

※5 がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を戦略目標とする「第3次対がん10か年総合戦略」等に基づき、厚生労働大臣が指定した病院であり、都道府県に1か所の「都道府県がん診療連携拠点病院」と二次医療圏に1か所の「地域がん診療連携拠点病院」が整備されています。

※6 病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間における重症救急患者の入院治療等を実施する二次救急医療体制です。

※7 災害拠点病院

災害発生時に、24時間救急対応、重篤救急患者に対する高度な診療、患者の受入れ・搬出、医療救護チームの派遣などの機能を有する病院であり、各都道府県に「基幹災害医療センター」1か所、各二次医療圏に「地域災害医療センター」1か所が設置されています。

※8 コメディカル

薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士などの医師、看護師以外の医療従事者のことです。

※9 DPC

従来の診療行為ごとに積算して診療費を計算する「出来高計算方式」とは異なり、入院患者の病名、症状治療行為をもとに厚生労働省が定めた診断群分類ごとに、1日当たりの定額料金からなる包括評価部分（入院基本料、投薬、注射、検査、画像診断等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ等）を組み合わせる入院費を計算する方式です。

※10 総収支比率

総収益と総費用を対比し、病院運営における最終経営状況を判断するもので、比率が高いほど良く、次の式で算出されます。

$$\frac{(\text{経常収益} + \text{特別利益})}{(\text{経常費用} + \text{特別損失})} \times 100$$

※11 経常収支比率

医業及び医業外の収益と費用を対比し、経常的な収益と費用の関連を示すもので、比率が高いほど良く、次の式で算出されます。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

※12 医業収支比率

医業活動の能率を示し、本来業務での収支を図るもので、比率が高いほど良く、次の式で算出されます。

$$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$$

※13 累積欠損金比率

各年度の実質赤字額の累積額の度合を示し、次の式で算出されます。

$$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{医業収益}} \times 100$$

※14 不良債務比率

医業収益に対していくらの不良債務（流動負債が流動資産を超過する額）があるかを示し、比率が低いほど良く、次の式で算出されます。

$$\frac{\text{不良債務}}{\text{医業収益}} \times 100$$

※15 資金不足比率

資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式で算出されます。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模(医業収益)}} \times 100$$

※16 4疾病5事業

4疾病・・・がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病のことです。

5事業・・・救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）のことです。

※17 後発医薬品

先発医薬品の特許期間が終了した後に発売されるもので、先発医薬品と成分も効用も同じ医薬品のことです。ジェネリック医薬品とも呼ばれています。

※18 クリティカルパス

良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供するための手段として開発された疾患ごとに手順を整えた入院診療計画書です。

※19 地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て、早期に自宅に帰れるよう診療計画を地域内で作成して運用し、治療を受けるすべての医療機関でその情報を共有して用いるものです。